

第 8 章 「環境配慮経営の社会的側面に関する状況」を表す情報・指標

環境報告として開示する「環境配慮経営の社会的側面に関する状況」を表す情報・指標は、基本的に第 5 章及び第 6 章の記載事項に含めるか、またはそれらに関連させて記載します。本章では、「環境配慮経営の社会的側面に関する状況」を記載する場合の基本的な考え方や具体的な情報・指標について解説します。

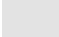
1：環境配慮経営の社会的側面に関する状況

(注)

環境問題は、生活水準の向上や希少資源に対する需要増大が大きな誘因であり、常に貧困や地域的格差等の社会問題と複雑かつ密接に絡み合っており存在しています。そのため、環境問題を解決して「持続可能な社会」を実現するには、「社会的公平性」に対する配慮が社会的にも事業者にとっても、きわめて重要な課題になっています。また、組織統治、人権、雇用・労働、消費者、地域社会等といった事業活動の社会的側面に適切な配慮を行うことは、事業者にとって、安定的かつ継続的な経営の基盤でもあります。

このような認識を基礎として「環境配慮経営」のあり方を考える場合、社会的側面に対する配慮は事業活動において十分に考慮されるべき要因であり、環境配慮の取組を円滑に進めるためにも不可欠な基盤であることがわかります。

環境報告においても、環境負荷や環境配慮の取組と関連付けて、社会的側面の状況を説明することにより、環境配慮経営の状況を利用者に適切に伝えることが可能となります。

本章では、事業活動の社会的側面のうち、とくに環境配慮経営に関連すると考えられる事項を中心に解説をしています。より詳細な社会的側面の情報・指標に関しては、参考資料  「社会的側面の状況を表す情報・指標（詳細）」をご参照ください。

1. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況

環境配慮経営に関連する社会的な影響や社会的配慮の取組を、数値情報や記述情報によって説明します。

具体的には、事業活動に伴って発生する社会的な影響(人権、雇用、消費者保護、地域社会等に関するリスク)、その対処方針、計画、目標、実績等、または、それらの社会的な影響が、事業機会やリスクとしてどのように関連するのかについて説明します。

なお、これらの情報・指標も、他の環境情報と同様に、一般原則等に則って開示される必要があります。

記載すべき情報・指標

経済的側面の状況に関する「記載すべき情報・指標」は、第5、6章において記載した事項に含まれます。

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 環境配慮経営にとって重要な社会的課題への取組方針、目標、計画、取組状況等

例えば、重要な社会的課題には以下のものがあります。

(組織統治)

- ・ 倫理、コンプライアンス、個人情報保護、取引先企業に対する公正取引、独占禁止法の遵守、知的財産権

(人権)

- ・ 原料調達先における児童労働、劣悪な環境での労働、搾取的労働
- ・ 紛争鉱物の使用

(雇用・労働安全衛生)

- ・ 職場環境の改善、長時間労働、ダイバーシティ、ワークライフバランス
- ・ 従業員の健康管理、労働災害の防止、メンタルヘルス、MSDS制度

(消費者保護・製品安全)

- ・ 製品・サービスの設計・製造、消費者クレーム対応、製品リコール

(地域・文化)

- ・ 地域文化、コミュニティの尊重、フェアトレード、CSR調達の確立

(その他)

- ・ 付加価値分配方針
- ・ 動物実験、武器・軍事転用可能な商品

- ▶ 社会的側面を表す数値情報

例えば、上記に関する数値情報には以下のものがあります。

- ・ 法律等の違反、行政機関からの指導・勧告命令等の件数
- ・ 社外取締役・社外監査役の数
- ・ 人権方針を設定した組織数
- ・ 男女別階層別人員数及び離職率
- ・ 労働災害発生頻度・件数
- ・ 顧客満足度調査の結果、クレーム件数

- ・ 社会貢献金額や参加した従業員数
- ・ CSR 調達割合や調達額
- ・ 各主体への付加価値分配額
- ▶ 数値に関する補足情報
 - ・ 数値の集計範囲（バウンダリ）
 - ・ 数値の算定方法（前提、データの出所、算定式、係数など）
 - ・ 事業・地域別等の内訳情報
- ▶ 環境配慮経営を進める上で関連する重要な社会課題への対応に関連して同意する（遵守する）憲章、協定等の名称と内容
- ▶ 社会責任格付け・インデックスの組み入れや評価替え、各種表彰制度の受賞、それらによる経営への影響（ブランド、調達金利など）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 基本的に、第5章、第6章の記載に含めるか、又は関連させて記載します。
- (ii) 社会的側面の状況は、各事業者の事業特性や事業戦略等に応じて異なります。上記は、代表的な情報・指標ですので、より詳細に関しては、「社会的側面の状況に関する情報・指標」（参考資料）を、ご参照ください。
- (iii) 数値情報は、経年比較ができるように記載することが期待されます。
- (iv) 数値に関する補足情報は、P「数値に関する補足情報」を参考に記載します。
- (v) 数値情報等を示す際には、定義、前提となった考え、範囲及び算定方法等を明示することにより、利用者に誤解を生じさせないよう特に配慮が必要です。
- (vi) 事業・地域セグメント別等の内訳情報などを記載することも、有用です。
- (vii) 同意する（遵守する）社会に関する憲章、協定等の名称と内容としては、国連グローバル・コンパクト、責任投資原則（PRI）、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）、レスポンシブル・ケア世界憲章など、社会的責任に関して事業者が採択・署名等した他の憲章等を記載します。

解説：社会的側面と環境配慮経営

事業者を取り巻く個人やグループ、また地域社会などに配慮することなく、事業活動を営むことはできません。環境配慮経営においては、さらに自然環境や将来世代など、幅広いステークホルダーに配慮することが求められます。

そもそも、事業活動の目的は、生態系や将来世代の権利を犠牲にして、事業者の私益のみを追求するのではなく、人類が心豊かに生存していける持続可能性な社会の発展に貢献するという、社会的責任の履行にあると考えられます。

そのため、社会的側面（雇用・労働、人権、企業統治、消費者、地域社会等）に配慮することなくして、事業活動を安定的・継続的に営むことはできません。とくに、社会的側面に対する配慮は、経営が持続的に存立する上での不可欠な基盤です。

環境配慮経営は、このような状況を前提として営まれているので、環境報告において社会的側面の状況を切り離して説明すれば、環境配慮経営の状況を適切に利用者に伝えられない可能性があることを認識する必要があります。

とくに、環境負荷や環境配慮の取組が、組織統治、人権、雇用・労働、消費者、地域社会等の社会面と密接に絡み合っている場合には、社会的側面の状況は開示しなければなりません。しかし、環境と社会の関係は個々の事業者ごとに異なるので、環境

報告において社会的側面のどの情報・指標を開示すべきかは、事業者が自ら判断する必要があります。

このように、環境報告においては、事業者が環境配慮経営の状況を説明するために重要と判断した社会的側面の情報・指標について、開示する必要があります。また、それらを環境負荷や環境配慮の取組と関連付けて見せることにより、環境配慮経営の状況をより適切に利用者に伝えることが可能となります。

解説：環境課題との関連性

環境課題は単独で存在することは少なく、多くの場合、社会的な課題と密接に関連して発生します。特に、原料調達、生産、販売活動などがグローバル化している今日では、事業者のバリューチェーン全体において、この傾向は顕著になっています。

先進国の需要を満たすために行われる途上国等での収奪的なプランテーション栽培は、森林破壊や生物多様性の喪失をもたらす一方で、児童労働や強制労働など、労働条件、人権の面で深刻な問題を引き起こしているという事実があります。

遺伝資源を利用した製品に特許権が認められた結果、資源提供国や伝統的知識の保有者が、その資源に対するアクセスを制限されたり、淡水の不足する地域での水利権争いが犯罪行為を誘発して、深刻な人権侵害を引き起こす事例も少なからず報告されています。

2010年に成立した米国の金融規制改革法（ドッド・フランク法）では、米国で上場する企業に対して、「紛争鉱物」（販売益が武力紛争の資金源となっており、また労働者の人権侵害が社会問題化している、コンゴ民主共和国・隣接国で採掘される鉱物資源のこと）の使用状況を開示するように求めています。

また、公正ではない取引価格が要因となって、環境配慮が欠落した原材料の生産や調達が行われ、不適切な生産や廃棄物処理へとつながっていることが問題視されています。事業者は、バリューチェーン全体で公平な事業慣行の状況について確認することが求められます。

事業者が、環境情報を開示する際には、環境配慮行動の詳細を開示するほかに、企業統治、人権、雇用・労働安全衛生、消費者保護、製品安全、地域コミュニティ対応など関連する社会的課題と併せて、取組方針、目標、計画、取組状況等を記載・開示することが求められます。

なお、方針の作成にあたって、国連グローバル・コンパクト、国際労働基準の条約や勧告、ISO26000（2010年発行）、経団連企業行動憲章（2010年改訂）、OECD（経済協力開発機構）の「多国籍企業企業行動指針」（2011年改訂）等の目的や内容を踏まえておくことが有用です。